

「次期 J-GATE 稼働に伴う取引制度の一部見直し等について」  
に係る業務規程等の一部改正について

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2. J-NET 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新 旧対照表.....	16
3. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する 規則の一部改正新旧対照表.....	18
4. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	20
5. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	35
6. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表.....	36
7. 取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表..	44
8. J-NET 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の 一部改正新旧対照表.....	45

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引の対象)	(取引の対象)
第5条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。	第5条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。
(1) 日経平均株価（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における市場第一部銘柄のうち225銘柄を対象とする修正株価平均方式の株価指数であって、株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）が算出するものをいう。以下「 <u>日経平均</u> 」という。）	(1) 日経平均株価（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における市場第一部銘柄のうち225銘柄を対象とする修正株価平均方式の株価指数であって、株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）が算出するもの（以下「 <u>日経平均</u> 」という。）をいう。以下同じ。）
(2) 東証株価指数（東京証券取引所の上場株券（内国法人の発行する株券（無議決権株式（東京証券取引所の有価証券上場規程第2条第87号に規定する無議決権株式をいう。）及び優先株等（同第2条第90号に規定する優先株等をいう。）を除く。）に限る。以下同じ。）のうち市場第一部銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、東京証券取引所が算出するものをいう。以下同じ。）	(2) 東証株価指数（東京証券取引所の上場株券（内国法人の発行する株券（無議決権株式（東京証券取引所の有価証券上場規程第2条第87号に規定する無議決権株式をいう。）、議決権の少ない株式（同第205条第9号の2bに掲げるものをいう。）及び優先株等（同第2条第90号に規定する優先株等をいう。）を除く。）に限る。以下同じ。）のうち市場第一部銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、東京証券取引所が算出するものをいう。以下同じ。）
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>東証マザーズ指数（東京証券取引所の上場株券のうちマザーズ銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、東京証券取引所が算出するものをいう。以下同じ。）</u>	(新設)
(5) <u>Russell/Nomura Prime インデックス（国内の金融商品取引所に上場されている銘柄からFrank Russell Company 及び野村證券株式会社（以下「ラッセル野村」という。）が選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、ラッセル野村が算出するものをいう。以下「RNP指数」という。）</u>	(4) <u>Russell/Nomura Prime インデックス（国内の金融商品取引所に上場されている銘柄からFrank Russell Company 及び野村證券株式会社（以下「ラッセル野村」という。）が選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、ラッセル野村が算出するもの（以下「RNP指数」という。）をいう。以下同じ。）</u>
(6) (略)	(5) (略)
(7) (略)	(6) (略)
(8) (略)	(7) (略)
(9) Dow Jones Industrial Average (外国金融	(8) Dow Jones Industrial Average (外国金融

商品市場に上場されている銘柄のうち S & P Dow Jones Indices LLC が選定した 30 銘柄を対象とする修正株価平均方式の株価指数であって、S & P Dow Jones Indices LLC が算出するものをいう。以下「NYダウ」という。)

(10) (略)

(11) 台湾証券取引所 発行量加権指  
数 (台湾証券取引所 (Taiwan Stock Exchange Corporation をいう。以下同じ。) に上場されている銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、台湾証券取引所が算出するものをいう。以下「台湾加権指數」という。)

(12) F T S E 中国 50 インデックス  
(Stock Exchange of Hong Kong Limited (以下「SEHK」という。) に上場されている銘柄のうち F T S E International Limited が選定した 50 銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指數であって、F T S E International Limited が算出するものをいう。以下同じ。)

(13) 日経平均ボラティリティー・インデックス (将来の日経平均の変動の大きさを推定した指數であって、日本経済新聞社が算出するものをいう。以下「日経平均 V I」という。)

(14) 日経平均・配当指數 (日経平均の構成銘柄を対象とする配当指數 (配当 (剰余金の配当をいう。以下同じ。) の額に基づき算出される指數をいう。以下この条において同じ。) であって、日本経済新聞社が算出するものをいう。以下同じ。)

(15) (略)

(16) (略)

(限月取引及びその数)

第 7 条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指數 (指数先物取引の対象の指數をいう。以下同じ。) ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に

商品市場に上場されている銘柄のうち S & P Dow Jones Indices LLC が選定した 30 銘柄を対象とする修正株価平均方式の株価指數であって、S & P Dow Jones Indices LLC が算出するもの (以下「NYダウ」という。) をいう。以下同じ。)

(9) (略)

(新設)

(新設)

(10) 日経平均ボラティリティー・インデックス (将来の日経平均の変動の大きさを推定した指數であって、日本経済新聞社が算出するもの (以下「日経平均 V I」という。) をいう。以下同じ。)

(11) 日経平均・配当指數 (日経平均の構成銘柄を対象とする配当指數 (配当 (剰余金の配当をいう。以下同じ。) の額に基づき算出される指數をいう。以下同じ。) であって、日本経済新聞社が算出するものをいう。以下同じ。)

(12) (略)

(13) (略)

(限月取引及びその数)

第 7 条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指數 (指数先物取引の対象の指數をいう。以下同じ。) ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に

区分して行うものとする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX  
日経インデックス400、東証マザーズ  
指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業  
株価指数及び東証REIT指数

毎月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の前日に終了する取引日

(2)・(3) (略)

(4) 台湾加権指数

毎月の第三水曜日（台湾における該当日が台湾加権指数が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り下げる。）の前日に終了する取引日

(5) F T S E 中国50インデックス

毎月の末日（香港における該当日がFTSE中国50インデックスが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（香港における該当日がFTSE中国50インデックスが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日

(6) (略)

(7) (略)

2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数及びRNP指数

特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。

(4)～(6) (略)

(7) 台湾加権指数

直近の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の3限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引以外の限月取引については2か月、特定限月取引については11か月とする。

(8) FTSE中国50インデックス

直近の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引以外の限月取引については2か月、特定限月取引については8か月とする。

(9) (略)

区分して行うものとする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX  
日経インデックス400、RNP指数、  
TOPIX Core30、東証銀行業  
株価指数及び東証REIT指数

毎月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の前日に終了する取引日

(2)・(3) (略)

(新設)

(新設)

(4) (略)

(5) (略)

2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) JPX日経インデックス400及びRNP指数

特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。

(4)～(6) (略)

(新設)

(新設)

(7) (略)

(10) (略)

3～5 (略)

(権利行使価格及びその数)

第11条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口。次条、第13条及び第26条第8項第3号において同じ。）につき、指定市場（オプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場のうちオプション対象証券の売買高等を基準として本所が指定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）におけるオプション対象証券の値段に基づき、次の各号に定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、当該限月取引の取引開始日に本所が定めるところにより5種類設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 権利行使価格が5,000円以上  
3万円未満の場合は500円

(6) 権利行使価格が3万円以上5万円  
未満の場合は1,000円

(7)～(16) (略)

3 (略)

(取引の対象)

第14条 (略)

2 指数オプション取引における対象指数は、次の各号に掲げる指数とする。

(1)・(2) (略)

(3) J P X日経インデックス400

3 取引換算額は、日経平均オプション（日経平均に係る指数オプションをいう。以下同じ。）及びJ P X日経インデックス400オプション（J P X日経インデックス400に係る指数オプションをいう。以下同じ。）に係るものにあっては1,000円、東証株価指数オプション（東証株価指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。）に係るものにあっては1万円とする。

4 (略)

(8) (略)

3～5 (略)

(権利行使価格及びその数)

第11条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口。次条、第13条及び第26条第8項第3号において同じ。）につき、指定市場（オプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場のうちオプション対象証券の売買高等を基準として本所が指定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）におけるオプション対象証券の値段に基づき、次の各号に定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、当該限月取引の取引開始日に本所が定めるところにより5種類設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 権利行使価格が5,000円以上  
1万円未満の場合は500円

(6) 権利行使価格が1万円以上5万円  
未満の場合は1,000円

(7)～(16) (略)

3 (略)

(取引の対象)

第14条 (略)

2 指数オプション取引における対象指数は、次の各号に掲げる指数とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

3 取引換算額は、日経平均オプション（日経平均に係る指数オプションをいう。以下同じ。）に係るものにあっては1,000円、東証株価指数オプション（東証株価指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。）に係るものにあっては1万円とする。

4 (略)

(限月取引及びその数)

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション  
通常限月取引

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション  
特定限月取引の13限月取引及び当該特定限月取引以外の直近の6限月取引の19限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の限月取引については1年6か月）、特定限月取引以外の限月取引については9か月とする。

3・4 (略)

(権利行使価格及びその数)

第16条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション  
指数オプション取引における東証株価指数の数値につき、50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより13種類設定する。

(限月取引及びその数)

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション 通常限月取引

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション

特定限月取引の5限月取引と特定限月取引以外の直近の3限月取引の8限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については1年3か月、特定限月取引以外の各限月取引については4か月又は5か月とする。

3・4 (略)

(権利行使価格及びその数)

第16条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション  
a 特定限月取引以外の限月取引（1月、4月、7月及び10月の限月取引に限る。）及び特定限月取引における東証株価指数の数値につき、50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより13種類設定する。

b 特定限月取引以外の限月取引（2

月、5月、8月及び11月の限月取引に限る。)

指数オプション取引における東証株価指標の数値につき、25ポイント刻みで設定する25ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより19種類設定する。

(新設)

(3) J P X 日経インデックス 4 0 0 オプション

指数オプション取引における J P X 日経インデックス 4 0 0 の数値につき、500 ポイント刻みで設定する 500 ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより 17 種類設定する。

- 3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。

(1) (略)

(2) 東証株価指標オプション

a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引

50 ポイント刻みで設定する 50 ポイントの整数倍の数値

b 前 a に掲げる限月取引以外の限月取引

25 ポイント刻みで設定する 25 ポイントの整数倍の数値

(3) J P X 日経インデックス 4 0 0 オプション

a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引

500 ポイント刻みで設定する 500 ポイントの整数倍の数値

b 前 a に掲げる限月取引以外の限月取引

250 ポイント刻みで設定する 25

- 3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。

(1) (略)

(2) 東証株価指標オプション

a 特定限月取引以外の限月取引 (1 月、4月、7月及び10月の限月取引に限る。) 及び特定限月取引

(a) 当該限月取引の残存期間が4か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引

50 ポイント刻みで設定する 50 ポイントの整数倍の数値

(b) 前 (a) に掲げる限月取引以外の限月取引

25 ポイント刻みで設定する 25 ポイントの整数倍の数値

b 特定限月取引以外の限月取引 (2 月、5月、8月及び11月の限月取引に限る。)

25 ポイント刻みで設定する 25 ポイントの整数倍の数値

(新設)

## 0 ポイントの整数倍の数値

(立会の区分及び取引時間等)

第18条 競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第5章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引

午前立会、午後立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のaからcまでに掲げる立会の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。

a・b (略)

c 夜間立会

(a) (略)

(b) レギュラー・セッション

午後3時30分から翌日の午前5時25分までとする。

(c) クロージング・オークション  
翌日の午前5時30分とする。

(2) 指数先物取引及び指数オプション取引

日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のa及びbに掲げる立会の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、台湾加権指數を対象とする指数先物取引の立会は、日中立会のみとする。

a 日中立会

(a) オープニング・オークション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ 指数先物取引（ロに掲げる取引のうち指数先物取引に係るものをお除く。）

午前8時45分とする。

ロ 日経平均V Iを対象とする指数先物取引及び指数オプション取引  
午前9時とする。

(b) レギュラー・セッション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバ

(立会の区分及び取引時間等)

第18条 競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第5章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引

午前立会、午後立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のaからcまでに掲げる立会の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。

a・b (略)

c 夜間立会

(a) (略)

(b) レギュラー・セッション

午後3時30分から翌日の午前2時55分までとする。

(c) クロージング・オークション  
翌日の午前3時とする。

(2) 指数先物取引及び指数オプション取引

日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のa及びbに掲げる立会の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、日経平均V Iを対象とする指数先物取引の立会は、日中立会のみとする。

a 日中立会

(a) オープニング・オークション  
午前9時とする。

(b) レギュラー・セッション  
午前9時から午後3時10分まで

ティプ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ 指数先物取引（口に掲げる取引のうち指数先物取引に係るもの除去。）

午前8時45分から午後3時10分までとする。

ロ 日経平均V Iを対象とする指数先物取引及び指数オプション取引  
午前9時から午後3時10分までとする。

(c) (略)

b 夜間立会

(a) (略)

（b） レギュラー・セッション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバ  
ティプ取引の区分に従い、当該イ及  
びロに定めるところによる。

イ 指数先物取引（口に掲げる取引  
を除く。）及び指数オプション取

引  
午後4時30分から翌日の午前  
5時25分までとする。

ロ 日経平均V Iを対象とする指数  
先物取引

午後4時30分から6時55分  
までとする。

（c） クロージング・オークション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバ  
ティプ取引の区分に従い、当該イ及  
びロに定めるところによる。

イ 指数先物取引（口に掲げる取引  
を除く。）及び指数オプション取

引  
翌日の午前5時30分とする。

ロ 日経平均V Iを対象とする指数  
先物取引

午後7時とする。

(3) (略)

2 (略)

(売買システムによる取引等)

第22条 (略)

2 指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

とする。

(c) (略)

b 夜間立会

(a) (略)

（b） レギュラー・セッション  
午後4時30分から翌日の午前2  
時55分までとする。

（c） クロージング・オークション  
翌日の午前3時とする。

(3) (略)

2 (略)

(売買システムによる取引等)

第22条 (略)

2 指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)  
(3) J P X 日経インデックス 400 オ  
プション  
1,000 円を 1 ポイントとして行  
う。

(個別競争取引)  
第 24 条 (略)

2 (略)

3 オープニング・オークション及びクロージング・オークションにおける個別競争取引は、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる値段を約定値段とし、前条第 2 項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させることにより行う。

(1) 売呼値又は買呼値のいずれか一方に呼値がある値段の最も高い値段より高い値段のうち最も低い呼値の単位の整数倍の値段から当該呼値がある値段の最も低い値段より低い値段のうち最も高い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も低い値段が呼値の最小単位の値段である場合は、当該値段）までの範囲内の呼値の単位の整数倍の値段のうち、売呼値と買呼値が対当する値段

(2) (略)

(3) 前号の値段が複数ある場合には、成行呼値である売呼値の全部の数量及び当該値段以下の値段による売呼値の全部の数量の合計数量と成行呼値である買呼値の全部の数量及び当該値段以上の値段による買呼値の全部の数量の合計数量との差（以下「不均衡数量」という。）が最小となる値段

(4) (略)

4～7 (略)

(呼値)  
第 26 条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、次の各号に掲げる市場ディリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、オープニング・オークション及びレギュラー・セッションにおいてのみ行うことができる。

(1)・(2) (略)  
(新設)

(個別競争取引)  
第 24 条 (略)

2 (略)

3 オープニング・オークション及びクロージング・オークションにおける個別競争取引は、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる値段を約定値段とし、前条第 2 項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させることにより行う。

(1) 売呼値又は買呼値のいずれか一方に呼値がある値段のうち、売呼値と買呼値が対当する値段

(2) (略)

(3) 前号の値段が複数ある場合には、当該値段以下の値段による売呼値の全部の数量及び当該値段以上の値段による買呼値の全部の数量の差（以下「不均衡数量」という。）が最小となる値段

(4) (略)

4～7 (略)

(呼値)  
第 26 条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、次の各号に掲げる市場ディリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、オープニング・オークション及びレギュラー・セッションにおいてのみ行うことができる。

- (1) 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引
- a・b (略)
  - c 夜間立会
    - (a) (略)
    - (b) レギュラー・セッション  
午後3時30分から翌日の午前5時25分までの間
    - (c) クロージング・オークション  
翌日の午前5時25分から5時30分までの間
- (2) 指数先物取引及び指数オプション取引
- a 日中立会
    - (a) オープニング・オークション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。
      - イ 指数先物取引（ロに掲げる取引のうち指数先物取引に係るものをお除く。）  
午前8時から8時45分までの間
      - ロ 日経平均V Iを対象とする指数先物取引及び指数オプション取引  
午前8時から9時までの間
    - (b) レギュラー・セッション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。
      - イ 指数先物取引（ロに掲げる取引のうち指数先物取引に係るものをお除く。）  
午前8時45分から午後3時10分までの間
      - ロ 日経平均V Iを対象とする指数先物取引及び指数オプション取引  
午前9時から午後3時10分までの間
  - (c) (略)
- b 夜間立会
- (a) (略)
  - (b) レギュラー・セッション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

- (1) 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引
- a・b (略)
  - c 夜間立会
    - (a) (略)
    - (b) レギュラー・セッション  
午後3時30分から翌日の午前2時55分までの間
    - (c) クロージング・オークション  
翌日の午前2時55分から3時までの間
- (2) 指数先物取引及び指数オプション取引
- a 日中立会
    - (a) オープニング・オークション  
午前8時から9時までの間
  - (b) レギュラー・セッション  
午前9時から午後3時10分までの間
- (c) (略)

イ 指数先物取引（口に掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午後4時30分から翌日の午前5時25分までの間

ロ 日経平均V I を対象とする指数先物取引

午後4時30分から6時55分までの間

(c) クロージング・オークション  
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ 指数先物取引（口に掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

翌日の午前5時25分から5時30分までの間

ロ 日経平均V I を対象とする指数先物取引

午後6時55分から7時までの間

(3) (略)

4～7 (略)

8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a・b (略)

c J P X 日経インデックス 400 及び F T S E 中国 50 インデックス

5 ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、1 ポイントとする。

d 東証マザーズ指数、R N P 指数、T O P I X C o r e 30 及び東証R E I T 指数

0.5 ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.1 ポイントとする。

e (略)

f N Y ダウ、N i f t y 50 及び台湾加権指数

1 ポイントとする。

g～i (略)

(3)・(4) (略)

(c) クロージング・オークション  
翌日の午前2時55分から3時までの間

(3) (略)

4～7 (略)

8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a・b (略)

c J P X 日経インデックス 400

5 ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、1 ポイントとする。

d R N P 指数、T O P I X C o r e 30 及び東証R E I T 指数

0.5 ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.1 ポイントとする。

e (略)

f N Y ダウ 及び N i f t y 50

1 ポイントとする。

g～i (略)

(3)・(4) (略)

(5) 指数オプション取引

a・b (略)

c J P X 日経インデックス 4 0 0 オプション

呼値が 50 ポイント以下の場合は 1 ポイント、50 ポイントを超える場合は 5 ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については 1 ポイントとする。

9～12 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

次の a から f までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から f までに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を 1 単位として行う。

a～d (略)

e 東証マザーズ指数、TOPIX Core 30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数

1,000 円

f NYダウ、Nifty 50、台湾加権指数及びFTSE中国 50 インデックス

100 円

(3)～(5) (略)

(取引の一時中断)

第33条 本所は、レギュラー・セッションにおける先物取引 (Mini 取引及び台湾加権指数を対象とする指数先物取引を除く。) の中心限月取引 (対象銘柄 (取引対象とする国債証券の標準物をいう。以下同じ。) 又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。) において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた後、本所が定める一定の時間が経過するまでの間に本所が定める値幅外の値段で取引 (ストラテジー取引を除く。) が成立しない場合には、その直後の

(5) 指数オプション取引

a・b (略)

(新設)

9～12 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

次の a から f までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から f までに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を 1 単位として行う。

a～d (略)

e TOPIX Core 30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数

1,000 円

f NYダウ及びNifty 50

100 円

(3)～(5) (略)

(取引の一時中断)

第33条 本所は、レギュラー・セッションにおける先物取引 (Mini 取引を除く。) の中心限月取引 (対象銘柄 (取引対象とする国債証券の標準物をいう。以下同じ。) 又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。) において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた後、本所が定める一定の時間が経過するまでの間に本所が定める値幅外の値段で取引 (ストラテジー取引を除く。) が成立しない場合には、その直後の本所がその都度定める時から本所が適当と

本所がその都度定める時から本所が適當と認める時間を経過するまでの間、対象銘柄又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適當でないと本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1)・(2) (略)

2~7 (略)

#### (最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指數又は數値（以下「特別清算数値」という。）とする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指數、TOPIX Core30、東証銀行業株価指數及び東証REIT指數

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指數

(2)～(4) (略)

#### (5) 台湾加権指數

本国取引 (Taiwan Futures Exchange Corporation (以下「TAIFEX」という。))が開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指數を対象とした指數先物取引に類似の取引であつて、取引最終日の属する月が本所台湾加権指數先物取引（本所が開設する金融商品市場において取引されている台湾加権指數を対象とする指數先物取引をいう。）における限月取引と同じ限月取引をいう。）の最終清算数値としてTAIFEXが算出する数値

(6) F T S E 中国 50 インデックス  
取引最終日の終了する日におけるFTS E中国50インデックスの最終の数値

(7) 日経平均V I

認める時間を経過するまでの間、対象銘柄又は取引対象指數が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適當でないと本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1)・(2) (略)

2~7 (略)

#### (最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指數の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指數（以下「特別清算数値」という。）とする。

(1) 日経平均、東証株価指數、JPX日経インデックス400、TOPIX Core30、東証銀行業株価指數及び東証REIT指數

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指數

(2)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5) 日経平均V I

取引最終日の属する月の翌月の第二金曜日の30日前に当たる日の本所が定める時間における日経平均を対象とする指數先物取引及び日経平均に係る指數オプション取引の立会の始めの約定値段を用いて日経平均V I の算出方法に準じて算出した特別な数値

(8) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指數の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) 日経平均、東証株価指數、JPX 日経インデックス400、東証マザーズ指數、TOPIX Core30、東証銀行業株価指數及び東証REIT指數

取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）

(2) (略)

(3) NYダウ、Nifty 50 及び台湾加権指數

取引最終日の終了する日の翌日の日中立会終了時までに本国取引（NYダウにあっては前項第3号、Nifty 50にあっては同項第4号、台湾加権指數にあっては同項第5号に規定する本国取引をいう。）の最終清算数値が算出されなかつた場合

(4) F T S E 中国50インデックス

取引最終日の終了する日に、SEHKが開設する外国金融商品市場における有価証券の売買が停止された場合又は指數算出者によるF T S E 中国50インデックスの算出若しくは配信が不能となった場合

(5) 日経平均V I

取引最終日の終了する日の翌日に、第32条の規定により日経平均を対象とする指數先物取引又は日経平均に係る指數オプション取引が停止された場合

3 本所は、第1項の規定にかかわらず、最

取引最終日の属する月の翌月の第二金曜日の30日前に当たる日の本所が定める時間における日経平均V I の算出方法に基づき算出した特別な数値の平均値

(6) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指數の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) 日経平均、東証株価指數、JPX 日経インデックス400、TOPIX Core30、東証銀行業株価指數及び東証REIT指數

取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）

(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 日経平均V I

取引最終日の終了する日の翌日に、第32条の規定により日経平均に係る指數オプション取引が停止された場合

3 本所は、前項の規定にかかわらず、最

終決済期日前に特別清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された特別清算数値を最終清算数値とすることができる。

4 (略)

(オプション清算数値)

第40条 (略)

2・3 (略)

4 本所は、第2項の規定にかかわらず、権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された特別清算数値をオプション清算数値とすることができる。

5 (略)

決済期日前に特別清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された特別清算数値を最終清算数値とすることができる。

4 (略)

(オプション清算数値)

第40条 (略)

2・3 (略)

4 本所は、前2項の規定にかかわらず、権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された特別清算数値をオプション清算数値とすることができる。

5 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成28年7月19日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

J－N E T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（ <u>業務規程第5条第11号に掲げる指数を対象とする指数先物取引及び取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。</u> 以下同じ。）を行う市場（以下「J－N E T市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。	(目的) 第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J－N E T市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。
2 (略)	2 (略)
(J－N E T取引の取引時間) 第4条 J－N E T取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。 (1) 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 午前8時20分から午後3時15分まで及び午後3時25分から翌日の <u>午前5時30分</u> まで (2) 指数先物取引（日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引（以下「日経平均V I先物取引」という。）を除く。）及び指数オプション取引 午前8時20分から午後4時まで及び午後4時15分から翌日の <u>午前5時30分</u> まで (3) 日経平均V I先物取引 午前8時20分から午後4時まで及び <u>午後4時15分から7時まで</u> (4) 有価証券オプション取引 <u>午前8時20分から午後4時まで</u>	(J－N E T取引の取引時間) 第4条 J－N E T取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。 (1) 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 午前8時20分から午後3時15分まで及び午後3時25分から翌日の <u>午前3時</u> まで (2) 指数先物取引（日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引（以下「日経平均V I先物取引」という。）を除く。）及び指数オプション取引 午前8時20分から午後4時まで及び午後4時15分から翌日の <u>午前3時</u> まで (3) 日経平均V I先物取引及び有価証券オプション取引 午前8時20分から午後4時まで
2 (略)	(新設) 2 (略)
付 則	
1 この改正規定は、平成28年7月19日	

から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成28年7月19日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受入証拠金の総額等の計算方法)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（M i n i 取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（M i n i 取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指數及びT O P I X C o r e 3 0 配当指數に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、<u>東証マザーズ指数</u>、T O P I X C o r e 3 0 、東証R E I T 指数及び日経平均・配当指數に係るものにあっては1, 0 0 0 円、日経平均に係るM i n i 取引、J P X 日経インデックス4 0 0 、N Y ダウ、<u>N i f t y 5 0</u>、<u>台湾加権指數</u>及びF T S E 中国5 0 インデックスに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と当該顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指數及</p>	<p>(受入証拠金の総額等の計算方法)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（M i n i 取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（M i n i 取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指數及びT O P I X C o r e 3 0 配当指數に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、T O P I X C o r e 3 0 、東証R E I T 指数及び日経平均・配当指數に係るものにあっては1, 0 0 0 円、日経平均に係るM i n i 取引、J P X 日経インデックス4 0 0 、N Y ダウ<u>及びN i f t y 5 0</u>に係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と当該顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指數及</p>

P指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I、TOPIX配当指數及びTOPIX Core 30配当指數に係るものにあっては1万円、日経平均に係るLarge取引、東証株価指數に係るMini取引、東証マザーズ指數、TOPIX Core 30、東証REIT指數及び日経平均・配当指數に係るものにあっては1,000円、日経平均に係るMini取引、JPX日経インデックス400、NYダウ、Nifty 50、台湾加権指數及びFTSE中国50インデックスに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成28年7月19日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

びTOPIX Core 30配当指數に係るものにあっては1万円、日経平均に係るLarge取引、東証株価指數に係るMini取引、TOPIX Core 30、東証REIT指數及び日経平均・配当指數に係るものにあっては1,000円、日経平均に係るMini取引、JPX日経インデックス400、NYダウ及びNifty 50に係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載する能够な場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(国債証券先物オプション取引に係る権利行使価格の設定) 第9条の2 (略) 2 (略) 3 規程第13条の5第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、各限月取引について、前日に終了する取引日における50銭刻みの設定基準価格を上回る既存の権利行使価格 <u>(当該50銭刻みの設定基準価格から50銭刻みで連続して設定されているものに限る。)</u> 又は下回る既存の権利行使価格 <u>(当該50銭刻みの設定基準価格から50銭刻みで連続して設定されているものに限る。)</u> が9種類以下となった場合は、その日に、当該50銭刻みの設定基準価格を上回る権利行使価格及び下回る権利行使価格がそれぞれ <u>当該50銭刻みの設定基準価格から50銭刻みで連続して10種類となるまで、既存の権利行使価格から50銭刻みで設定する。</u> ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。	(国債証券先物オプション取引に係る権利行使価格の設定) 第9条の2 (略) 2 (略) 3 規程第13条の5第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、各限月取引について、前日に終了する取引日における50銭刻みの設定基準価格を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が9種類以下となった場合は、その日に、当該50銭刻みの設定基準価格を上回る権利行使価格及び下回る権利行使価格がそれぞれ10種類となるまで、既存の権利行使価格から50銭刻みで設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。
<u>4 前項の規定によるほか、取引参加者からの申請に基づき、全部又は一部の限月取引について、新たな権利行使価格を設定することができる。</u>	(新設)
5 前2項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が設定することとなる限月取引の取引最終日の属する月の20日以後の日であるときは、当該限月取引に係る新たな権利行使価格を設定しないことができる。	4 前項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が設定することとなる限月取引の取引最終日の属する月の20日以後の日であるときは、当該限月取引に係る新たな権利行使価格を設定しないことができる。
(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定) 第10条 (略) 2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 東証株価指数オプション <u>各限月取引の取引開始日の前日における50ポイント刻みの東証株価指数</u>	(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定) 第10条 (略) 2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 東証株価指数オプション a <u>特定限月取引以外の限月取引 (1月、4月、7月及び10月の限月取引</u>

設定基準値（その日の最終の東証株価指数の数値に最も近接する 50 ポイントの整数倍の数値（当該数値が 2 種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該 50 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値に近接する上下各 6 種類の 50 ポイントの整数倍の数値とする。

に限る。）及び特定限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における 50 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値（その日の最終の東証株価指数の数値に最も近接する 50 ポイントの整数倍の数値（当該数値が 2 種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該 50 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値に近接する上下各 6 種類の 50 ポイントの整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引（2 月、5 月、8 月及び 11 月の限月取引に限る。）

各限月取引の取引開始日の前日における 25 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値（その日の最終の東証株価指数の数値に最も近接する 25 ポイントの整数倍の数値（当該数値が 2 種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該 25 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値に近接する上下各 9 種類の 25 ポイントの整数倍の数値とする。

(新設)

### (3) J P X 日経インデックス 400 オプション

各限月取引の取引開始日の前日における 500 ポイント刻みの J P X 日経インデックス 400 設定基準値（その日の最終の J P X 日経インデックス 400 の数値に最も近接する 500 ポイントの整数倍の数値（当該数値が 2 種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該 500 ポイント刻みの J P X 日経インデックス 400 設定基準値に近接する上下各 8 種類の 500 ポイントの整数倍の数値とする。

3 規程第 16 条第 3 項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

#### (1) 日経平均オプション

次の a 及び b に掲げる限月取引の区分に従い、当該 a 又は b に定める場合に該当したときは、その翌日の午前 8 時に、当該 a 又は b に定める方法により設定す

3 規程第 16 条第 3 項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

#### (1) 日経平均オプション

次の a 及び b に掲げる限月取引の区分に従い、当該 a 又は b に定める場合に該当したときは、その翌日の午前 8 時に、当該 a 又は b に定める方法により設定す

るものとする。

a 通常限月取引

(a) 各通常限月取引について、当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。）が15種類以下となった場合

当該通常限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

(b)・(c) (略)

b 週次設定限月取引

毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となった場合

当該週次設定限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

(2) 東証株価指数オプション

次のaからcまでに掲げる場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定

るものとする。

a 通常限月取引

(a) 各通常限月取引について、当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が15種類以下となった場合

当該通常限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

(b)・(c) (略)

b 週次設定限月取引

毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が7種類以下となった場合

当該週次設定限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

(2) 東証株価指数オプション

a 特定限月取引以外の限月取引（1月、4月、7月及び10月の限月取引に限る。）及び特定限月取引

するものとする。

- a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において「刻み変更日」という。）の2日前の日までに、毎日の50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から50ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から50ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が5種類以下となった場合

当該限月取引について、当該50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から50ポイント刻みで連続して6種類となるまで、既存の権利行使価格から50ポイント刻みで設定する。

- b 各限月取引について、刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値（その日の最終の東証株価指数の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値））をいう。以下同じ。）及び当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して上下各9種類となるまで、当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで設定する。

- c 各限月取引について、刻み変更日以降の日に、毎日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイ

次の（a）から（c）までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該（a）から（c）までに定める方法により設定するものとする。

- (a) 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が4か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「東証株価指数刻み変更日」という。）の2日前の日までに、毎日の50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が5種類以下となった場合

当該限月取引について、当該50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が6種類となるまで、既存の権利行使価格から50ポイント刻みで設定する。

- (b) 各限月取引について、東証株価指数刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値及び当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して上下各9種類となるまで、当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで設定する。

- (c) 各限月取引について、東証株価指数刻み変更日以降の日に、毎日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が8種類以下となった場合

当該限月取引について、当該25

ント刻みで連続して設定されているものに限る。) が 8 種類以下となつた場合

当該限月取引について、当該 25 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該 25 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から 25 ポイント刻みで連続して 9 種類となるまで、既存の権利行使価格から 25 ポイント刻みで設定する。

ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該 25 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から 25 ポイント刻みで連続して 9 種類となるまで、既存の権利行使価格から 25 ポイント刻みで設定する。

b 各特定限月取引以外の限月取引(2 月、5 月、8 月及び 11 月の限月取引に限る。)

各限月取引について、毎日の 25 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が 8 種類以下となつた場合、当該限月取引について、その翌日の午前 8 時に、当該 25 ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が 9 種類となるまで、既存の権利行使価格から 25 ポイント刻みで設定する。

(新設)

### (3) J P X 日経インデックス 400 オプション

次の a から c までに掲げる場合に該当したときは、その翌日の午前 8 時に、当該 a から c までに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、刻み変更日の 2 日前の日までに、毎日の 500 ポイント刻みの J P X 日経インデックス 400 設定基準値を上回る既存の権利行使価格(当該 500 ポイント刻みの J P X 日経インデックス 400 設定基準値から 500 ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。) 又は下回る既存の権利行使価格(当該 500 ポイント刻みの J P X 日経インデックス 400 設定基準値から 500 ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。) が 7 種類以下となつた場合

当該限月取引について、当該 500 ポイント刻みの J P X 日経インデックス 400 設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該 500 ポイント刻みの J P X 日経インデックス 400 設定基準値から 500 ポイント刻みで連続して 8 種類となるまで、既存の権利行使価格から 500 ポイント刻みで設定する。

b 各限月取引について、刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値（その日の最終のJPX日経インデックス400の数値に最も近接する250ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値から250ポイント刻みで連続して上下各8種類となるまで、当該250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値から250ポイント刻みで設定する。

c 各限月取引について、刻み変更日以降の日に、毎日の250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値を上回る既存の権利行使価格

（当該250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値から250ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値から250ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となつた場合

当該限月取引について、当該250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該250ポイント刻みのJPX日経インデックス400設定基準値から250ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から250ポイント刻みで設定する。

4 前項の規定によるほか、取引参加者からの申請に基づき、全部又は一部の限月取引について、新たな権利行使価格を設定することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合には、当該限月取引に係る新たな

(新設)

4 前項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合には、当該限月取引に係る新たな権

権利行使価格は、設定しないことができる。

(呼値の条件)

第15条 (略)

2 (略)

3 規程第26条第7項本文の規定により、取引参加者は呼値を行おうとするときは、次の各号に定める条件を付すことができる  
(第1号及び第2号の条件にあっては、同第24条第2項に規定する取引を行っている場合に限る。)。ただし、取引管理上本所が必要と認める場合には、本所は当該条件を付して呼値を行うことを停止することができる。

(1) 対当値段売条件

最も高い値段の買呼値と同じ値段の売呼値となる条件、又は、対当する買呼値がないときは効力を失う条件とする。

(2) 対当値段買条件

最も低い値段の売呼値と同じ値段の買呼値となる条件、又は、対当する売呼値がないときは効力を失う条件とする。

(3) (略)

4 ストラテジー取引に係る第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件(先物取引以外の市場デリバティブ取引については、第2号を除く。)」と、前項中「次の各号に定める条件」とあるのは「次の各号に定める条件(第3号を除く。)」と、「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」

利行使価格は、設定しないことができる。

(呼値の条件)

第15条 (略)

2 (略)

3 規程第26条第7項本文の規定により、取引参加者は呼値を行おうとするときは、次の各号に定める条件を付すことができる  
(第1号及び第2号の条件にあっては、同第24条第2項に規定する取引を行っている場合に限る。)。ただし、取引管理上本所が必要と認める場合には、本所は当該条件を付して呼値を行うことを停止することができる。

(1) 最良売指値条件

最も高い値段の買呼値と同じ値段の売呼値となる条件、又は、対当する買呼値がない場合にあって、売呼値があるときは最も低い値段の売呼値より低い値段のうち最も高い呼値の単位の整数倍の値段(当該最も低い値段の売呼値が次条第1項に規定する呼値の制限値幅の下限の値段である場合は、当該下限の値段)の売呼値となる条件若しくは売呼値がないときは効力を失う条件とする。

(2) 最良買指値条件

最も低い値段の売呼値と同じ値段の買呼値となる条件、又は、対当する売呼値がない場合にあって、買呼値があるときは最も高い値段の買呼値より高い値段のうち最も低い呼値の単位の整数倍の値段(当該最も高い値段の買呼値が次条第1項に規定する呼値の制限値幅の上限の値段である場合は、当該上限の値段)の買呼値となる条件若しくは買呼値がないときは効力を失う条件とする。

(3) (略)

4 ストラテジー取引に係る第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件(国債証券先物取引以外の市場デリバティブ取引については、第2号を除く。)」と、前項中「次の各号に定める条件」とあるのは「次の各号に定める条件(第3号を除く。)」と、「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」

と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

(呼値の制限値幅)

第16条 (略)

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

次の(a)から(d)までに掲げる取引日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の25日前の応当日

(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引(取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。)に係る毎取引日の第5項に規定する呼値の制限値幅の基準値段(第6項の規定により定める呼値の制限値幅の基準値段を含む。)の平均値(次項第2号aにおいて「国内指数制限値幅算定基準値」という。)に100分の8を乗じて得た数値(日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあっては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30及び東証REIT指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値でないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証銀行業株価指数に係るものにあっては0.1ポイントの整数倍の数値でないときは、0.1ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。)とする。

と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

(呼値の制限値幅)

第16条 (略)

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

次の(a)から(d)までに掲げる取引日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の25日前の応当日

(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引(取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。)に係る毎取引日の第5項に規定する呼値の制限値幅の基準値段(第6項の規定により定める呼値の制限値幅の基準値段を含む。)の平均値(次項第2号aにおいて「国内指数制限値幅算定基準値」という。)に100分の8を乗じて得た数値(日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあっては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数、RNP指数、TOPIX Core30及び東証REIT指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値でないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証銀行業株価指数に係るものにあっては0.1ポイントの整数倍の数値でないときは、0.1ポイントに切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。)とする。

(a) ~ (d) (略)

b・c (略)

d 台湾加権指数

3月、6月、9月及び12月の各月の末日（台湾における該当日が台湾加権指数が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）における台湾加権指数の最終の数値に100分の10を乗じて得た数値（1ポイントの整数倍の数値でないときは、1ポイントの整数倍の数値に切り下げる。）とする。

e F T S E 中国50インデックス

3月、6月、9月及び12月の各月の末日（香港における該当日がF T S E 中国50インデックスが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）におけるF T S E 中国50インデックスの最終の数値（次項第2号dにおいて「F T S E 中国50インデックス制限幅算定基準値」という。）に100分の10を乗じて得た数値（5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第2号dにおいて同じ。）とする。

f (略)

g (略)

h (略)

(3)・(4) (略)

(5) 指数オプション取引

先物取引制限幅算定基準値（当該指数オプション取引の対象指数と同一の指数を取引対象とする指数先物取引について、第2号aの規定により算出した制限幅算定基準値をいう。以下この号及び次項第4号において同じ。）に、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定める値を乗じて得た数値（日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、J P X 日経インデックス400に係るものにあっては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第

(a) ~ (d) (略)

b・c (略)

(新設)

(新設)

d (略)

e (略)

f (略)

(3)・(4) (略)

(5) 指数オプション取引

先物取引制限幅算定基準値（当該指数オプション取引の対象指数と同一の指数を取引対象とする指数先物取引について、第2号aの規定により算出した制限幅算定基準値をいう。次項第4号において同じ。）に100分の11を乗じて得た数値（日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.5ポイントの数値に切り下げる。次項第4号において同じ。）とする。

4号において同じ。)とする。

a 日経平均オプション

<u>基準値段</u>	<u>先物取引制限幅 算定基準値に乘じ る値</u>
<u>50円未満 の場合</u>	<u>100分の4</u>
<u>50円以上</u>	<u>200円〃</u>
<u>200円〃</u>	<u>500円〃</u>
<u>500円以 上の場合</u>	<u>100分の11</u>

(新設)

b 東証株価指数オプション

<u>基準値段</u>	<u>先物取引制限幅 算定基準値に乘じ る値</u>
<u>5ポイント 未満の場合</u>	<u>100分の4</u>
<u>5ポイント 以上</u>	<u>200ポイ ント〃</u>
<u>200ポイ ント〃</u>	<u>500ポイ ント〃</u>
<u>500ポイ ント以上の場 合</u>	<u>100分の11</u>

(新設)

c J P X日経インデックス400オプ  
ション

<u>基準値段</u>	<u>先物取引制限幅 算定基準値に乘じ る値</u>
<u>50ポイ ント未満の場 合</u>	<u>100分の4</u>
<u>50ポイ ント以上</u>	<u>200ポイ ント〃</u>
<u>200ポイ ント〃</u>	<u>500ポイ ント〃</u>
<u>500ポイ ント以上の 場合</u>	<u>100分の11</u>

(新設)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

## (2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

(a)～(d) (略)

b NYダウ

前aの規定は、NYダウを対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第一次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」とあるのは「第一次拡大制限値幅（NYダウ制限値幅算定基準値に100分の13を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」と、「第二次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」とあるのは「第二次拡大制限値幅（NYダウ制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」と読み替えるものとする。

c Nifty 50

aの規定は、Nifty 50を対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第一次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」とあるのは「第一次拡大制限値幅（Nifty 50制限値幅算定基準値に100分の15を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」と、「第二次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」とあるのは「第二次拡大制限値幅（Nifty 50制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」と読み替えるものとする。

d FTSE中国50インデックス

aの規定は、FTSE中国50インデックスを対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第一次拡大制限値幅（国内指数制限

## (2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

(a)～(d) (略)

b NYダウ

前aの規定は、NYダウを対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第一次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」とあるのは「第一次拡大制限値幅（NYダウ制限値幅算定基準値に100分の13を乗じて得た数値をいう。）」と、「第二次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」とあるのは「第二次拡大制限値幅（NYダウ制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。）」と読み替えるものとする。

c Nifty 50

aの規定は、Nifty 50を対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第一次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」とあるのは「第一次拡大制限値幅（Nifty 50制限値幅算定基準値に100分の15を乗じて得た数値をいう。）」と、「第二次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」とあるのは「第二次拡大制限値幅（Nifty 50制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。）」と読み替えるものとする。

(新設)

値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。(c)において同じ。)」とあるのは「第一次拡大制限値幅(F T S E中国50インデックス制限値幅算定基準値に100分の15を乗じて得た数値をいう。(c)において同じ。)」と、「第二次拡大制限値幅(国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。(d)において同じ。)」とあるのは「第二次拡大制限値幅(F T S E中国50インデックス制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。(d)において同じ。)」と読み替えるものとする。

e 日経平均V I

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、前項第2号fに規定する数値及び5ポイントに下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する(当該数値が正の値とならない場合は、0.05ポイント)。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、前項第2号fに規定する数値及び5ポイントに上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

f 日経平均・配当指数

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、前項第2号gに規定する数値及び25円に下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、前項第2号gに規定する数値及び25円に上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

g T O P I X配当指数及びT O P I X Core 30配当指数

d 日経平均V I

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、前項第2号dに規定する数値及び5ポイントに下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する(当該数値が正の値とならない場合は、0.05ポイント)。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、前項第2号dに規定する数値及び5ポイントに上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

e 日経平均・配当指数

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、前項第2号eに規定する数値及び25円に下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、前項第2号eに規定する数値及び25円に上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

f T O P I X配当指数及びT O P I X Core 30配当指数

前fの規定は、TOPIX配当指数及びTOPIX Core 30配当指数を対象とする指數先物取引について準用する。この場合において、「前項第2号g」とあるのは「前項第2号h」と、「25円」とあるのは「2.5ポイント」と読み替えるものとする。

(3) (略)

(4) 指数オプション取引

a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅（前項第5号に定める数値に先物取引制限値幅算定基準値に100分の3を乗じて得た数値を加えて得た数値をいう。b及びcにおいて同じ。）を基準値段から減じて得た数値に変更する。

b 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅（第一次拡大制限値幅に先物取引制限値幅算定基準値に100分の3を乗じて得た数値を加えて得た数値をいう。dにおいて同じ。）を基準値段から減じて得た数値に変更する。

c・d (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a M i n i 取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値（クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数にあっては別表2により算出した理論価格（当該理論価格

前eの規定は、TOPIX配当指数及びTOPIX Core 30配当指数を対象とする指數先物取引について準用する。この場合において、「前項第2号e」とあるのは「前項第2号f」と、「25円」とあるのは「2.5ポイント」と読み替えるものとする。

(3) (略)

(4) 指数オプション取引

a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の14を乗じて得た数値をいう。cにおいて同じ。）を基準値段から減じて得た数値に変更する。

b 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の17を乗じて得た数値をいう。dにおいて同じ。）を基準値段から減じて得た数値に変更する。

c・d (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a M i n i 取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値（クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数にあっては別表2により算出した理論価格（当該理論価格が呼値の単位の整

が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段））、N Yダウ、N i f t y 5 0、台湾加権指数、F T S E 中国5 0インデックス、日経平均V I 及び配当指数にあっては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b (略)

(3) ~ (5) (略)

6 (略)

(呼値に関する事項)

第17条 規程第26条第12項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 呼値の訂正及び取消しの制限

取引参加者は、オープニング・オークション及び夜間立会のクロージング・オークションの取引時間の直前1分間においては、取引の状況等を勘案して本所が指定する市場デリバティブ取引の呼値（本所が定める条件に該当する過誤のある呼値を除く。）の訂正及び取消しを行うことができない。

2 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2 ~ 4 (略)

5 規程第33条第5項及び第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、J P X 日経インデックス4 0 0、東証マザーズ指数、R N P 指数、T O P I X C o r e 3 0、東証銀行業株価指数及び東証R E I T 指数

規程第33条第5項に規定する基準

数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段）、N Yダウ、N i f t y 5 0、日経平均V I 及び配当指数にあっては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b (略)

(3) ~ (5) (略)

6 (略)

(呼値に関する事項)

第17条 規程第26条第12項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

2 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2 ~ 4 (略)

5 規程第33条第5項及び第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、J P X 日経インデックス4 0 0、R N P 指数、T O P I X C o r e 3 0、東証銀行業株価指数及び東証R E I T 指数

規程第33条第5項に規定する基準

	値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に100分の8を乗じて得た数値とする。
b	<u>NYダウ_Nifty 50、台湾加権指数及びFTSE中国50インデックス</u> 基準値段に100分の1を乗じて得た数値とする。
c～e	（略）
(3)～(5)	（略）
6	（略）

（特別清算数値算出に係る値段）

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core 30、東証REIT指数及び東証銀行業株価指数  
a～c （略）

(2) （略）

2 規程第36条第1項第7号に規定する本所が定める時間は、日経平均に係る指数オプション取引の日中立会開始時から10分間（同号に掲げる特別な数値の算出に用いる日経平均を対象とする指数先物取引の限月取引について、規程第33条第1項の規定により取引の一時中断が行われた時間を除く。）とする。

値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に100分の8を乗じて得た数値とする。

b NYダウ及びNifty 50

基準値段に100分の1を乗じて得た数値とする。

c～e （略）

(3)～(5) （略）

6 （略）

（特別清算数値算出に係る値段）

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、TOPIX Core 30、東証REIT指数及び東証銀行業株価指数  
a～c （略）

(2) （略）

2 規程第36条第1項第5号に規定する本所が定める時間は10分間（日経平均に係る指数オプション取引における第二限月取引（最初に取引最終日が到来する限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引をいう。）について、規程第32条各号の規定により取引の停止が行われた時間及び同規程第33条の規定により取引の一時中断が行われた時間を除く。）とする。

## 付 則

- この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成28年7月19日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(報告事項) 第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(1)の3 (略) (2) 第5条の5 <u>第1号</u> に規定するポジションの管理に関する事項を定めた社内規則、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法（認可を受けた業務に係るものを含む。）を定めたとき又は変更したとき。 (2)の2～(26) (略) 2 (略)	(報告事項) 第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(1)の3 (略) (2) 第5条の5に規定するポジションの管理に関する事項を定めた社内規則、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法（認可を受けた業務に係るものを含む。）を定めたとき又は変更したとき。 (2)の2～(26) (略) 2 (略)
(ポジションに関する <u>リスク管理</u> ) 第5条の5 取引参加者は、取引参加者規程第21条の3に規定する <u>ポジションに関するリスク管理</u> として、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。 <u>(1) ポジションの管理に関する事項を定めた社内規則の制定</u> <u>(2) 本所の市場における自動的な注文（委託注文については、顧客が自動的に取引参加者に委託するものに限る。）の発注に係るシステムにより発生し得るポジションに関する適切と認められる管理</u>	(ポジション管理に関する <u>社内規則の制定</u> ) 第5条の5 取引参加者は、取引参加者規程第21条の3に規定する <u>ポジションの管理に関する事項を定めた社内規則を制定しなければならない。</u> (新設) (新設)
付 則	
1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成28年7月19日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者料金)	(取引参加者料金)
第2条 (略)	第2条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、 <u>その額</u> は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。	5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、 <u>当該額</u> は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 指数先物取引 次のaからcまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。	(2) 指数先物取引 次のaからcまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。
a (略)	a (略)
b RNP指数、東証銀行業株価指数、NYダウ、Niffty 50、 <u>台湾加權指数、FTSE中国50インデックス</u> 及び日経平均V I 5円	b RNP指数、東証銀行業株価指数、NYダウ、Niffty 50及び日経平均V I 5円
c JPX日経インデックス400、 <u>東証マザーズ指数、TOPIX Core 30、東証REIT指数、日経平均・配当指数、TOPIX配当指数及びTOPIX Core 30配当指数</u> 1円	c JPX日経インデックス400、TOPIX Core 30、東証REIT指数、日経平均・配当指数、TOPIX配当指数及びTOPIX Core 30配当指数 1円
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NEt市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて	6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NEt市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて

算出した額とする。ただし、当該額が 10 万円を下回る場合は、10 万円とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

次の a から g までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から g までに定める金額とする。

a ~ d (略)

e J P X 日経インデックス 400、東証マザーズ指数、TOPIX Core 30 及び東証REIT指数 7円

f NYダウ、Nifty 50、台湾加権指数、FTSE中国50インデックス、日経平均・配当指数、TOPIX 配当指数及びTOPIX Core 30 配当指数 40円

g (略)

(3) ~ (4) (略)

(5) 指数オプション取引

次の a 及び b に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該 a 及び b に定める率又は金額とする。

a (略)

b 東証株価指数オプション及びJ P X 日経インデックス 400 オプション 40円

(6) (略)

7 ~ 9 (略)

算出した額とする。ただし、当該額が 10 万円を下回る場合は、10 万円とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

次の a から g までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から g までに定める金額とする。

a ~ d (略)

e J P X 日経インデックス 400、TOPIX Core 30 及び東証REIT指数 7円

f NYダウ、Nifty 50、日経平均・配当指数、TOPIX 配当指数及びTOPIX Core 30 配当指数 40円

g (略)

(3) ~ (4) (略)

(5) 指数オプション取引

次の a 及び b に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該 a 及び b に定める率又は金額とする。

a (略)

b 東証株価指数オプション 40円

(6) (略)

7 ~ 9 (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成28年7月19日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の属する月分のデリバティブ売買システム接続料の額は、施行日の前日までの分は、改正前の別表3第2項中「当月の月末時点」とあるのを「施行日の前営業日現在」と読み替えて同表の規定により算出したものを、施行日以降の分は、改正後

の別表3第2項中「当月の第一営業日現在」とあるのを「施行日現在」と読み替えて同表の規定により算出したものを、本所が定めるところにより、それぞれ日割り計算した額とする。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
(略)			
	J P X 日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core 30 及び東証REIT指数	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 7円
(略)			
	NYダウ_Nifty 50、台湾加権指数及びFTSE中国50インデックス	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 40円
(略)			
(略)			
指數オプション取引	日経平均オプション(通常)	取引	売付け又は買付けごとに

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
(略)			
	J P X 日経インデックス400、TOPIX Core 30 及び東証REIT指数	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 7円
(略)			
	NYダウ及びNifty 50	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 40円
(略)			
(略)			
指數オプション取引	日経平均オプション(通常)	取引	

限月取引)	代金	取引代金に、別表2に定める取引手数料率を乗じて得た額
(略)		
東証株価指数オプション及びJ P X日経インデックス 4 0 0 オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 4 0 円
(略)		

(注1)～(注4) (略)

(注5) 日経平均オプション取引（週次設定限月取引を除く。）において、売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの取引手数料が5円未満である場合は、これを5円とし、当該取引手数料が350円を超える場合は、これを350円とする。

(注6) (略)

## 別表2

### 特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均、東証株価指数及び配当指數（日経平均・配当指數、T O P I X配当指數及びTOPIX Core 30配当指數をいう。以下同じ。）を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率（小数点以下第3位未満の端数（第4号にあっては、小数点以下第8位未満の端数）があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1) 日経平均を対象とした指數先物取引

a 顧客の委託に基づく Large 取引

限月取引)	代金	取引代金の合計額に、別表2に定める取引手数料率を乗じて得た額
(略)		
東証株価指数オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 4 0 円
(略)		

(注1)～(注4) (略)

(注5) 日経平均オプション取引（週次設定限月取引を除く。）において、売付け若しくは買付けごとの1取引単位当たりの取引手数料が350円を超える場合は、350円とする。

(注6) (略)

## 別表2

### 特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均、東証株価指数及び配当指數（日経平均・配当指數、T O P I X配当指數及びTOPIX Core 30配当指數をいう。以下同じ。）を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率（小数点以下第3位未満の端数（第4号にあっては、小数点以下第8位未満の端数）があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1) 日経平均を対象とした指數先物取引

a 顧客の委託に基づく Large 取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくLarge取引に係る月次平均取引数量（4か月前の1日（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月間の取引数量（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引数量とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次の（a）から（d）までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

（a）～（c）（略）

（d）10万単位を超える取引数量につき30円

b 自己の計算によるLarge取引

当該取引参加者の自己の計算によるLarge取引に係る月次平均取引数量について、次の（a）から（d）までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

（a）～（c）（略）

（d）10万単位を超える取引数量につき15円

（削る）

c 顧客の委託に基づくMini取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくMini取引に係る月次平均取引数量について、次の（a）から（d）までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

（a）～（c）（略）

（d）100万単位を超える取引数量につき4円50銭

d 自己の計算によるMini取引

当該取引参加者の自己の計算によるMini取引に係る月次平均取引数量について、次の（a）から（d）までにより算出した金額を当該月次平均取

当該取引参加者の顧客の委託に基づくLarge取引に係る月次平均取引数量（4か月前の1日（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月間の取引数量（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引数量とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次の（a）から（d）までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

（a）～（c）（略）

（d）10万単位を超える取引数量につき25円

b 自己の計算によるLarge取引

当該取引参加者の自己の計算によるLarge取引に係る月次平均取引数量について、次の（a）から（e）までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

（a）～（c）（略）

（d）10万単位を超える取引数量につき15万円

（e）15万単位を超える取引数量につき10円

c 顧客の委託に基づくMini取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくMini取引に係る月次平均取引数量について、次の（a）から（d）までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

（a）～（c）（略）

（d）100万単位を超える取引数量につき4円

d 自己の計算によるMini取引

当該取引参加者の自己の計算によるMini取引に係る月次平均取引数量について、次の（a）から（d）までにより算出した金額を当該月次平均取

	引数量で除して得た数値とする。 (a) ~ (c) (略) (d) 100万単位を超える取引数量につき <u>3円50銭</u>
(2)	東証株価指数を対象とした指數先物取引 当該取引参加者の Large 取引に係る月次平均取引数量について、次の a から c までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。 a・b (略) c 30万単位を超える取引数量につき <u>30円</u>
(3) · (4)	(略)

別表3  
デリバティブ売買システム接続料の額

1 第2条第4項に規定するデリバティブ売買システム接続料（月額）の額は、次の各号に定める額の合計額とし、用語の意義については、接続仕様解説書に定めるところによるものとする。

- (1) サブ参加者コード利用料  
3個まで0円、3個を超える部分につき1個当たり5千円として算出した額とする。
- (2) ユーザID利用料  
次の a 及び b に掲げる TAP の種類に応じて、当該 a 及び b に定める額の合計額とする。
  - a 共用TAP  
次の (a) から (d) までに掲げるユーザIDの種類ごとに、当該 (a) から (d) までに定める額の合計額とする。
  - (a) 端末用ユーザID  
2個まで0円、2個を超える部分につき1個当たり1万8千円として算出した額
  - (b) 売買ユーザID及び売買ユーザ(管理用)ID

	引数量で除して得た数値とする。 (a) ~ (c) (略) (d) 100万単位を超える取引数量につき <u>3円</u>
(2)	東証株価指数を対象とした指數先物取引 当該取引参加者の Large 取引に係る月次平均取引数量について、次の a から c までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。 a・b (略) c 30万単位を超える取引数量につき <u>20円</u>
(3) · (4)	(略)

別表3  
デリバティブ売買システム接続料の額

1 第2条第4項に規定するデリバティブ売買システム接続料（月額）の額は、次の各号に掲げる料金の合計額とし、料率及び用語の意義については、デリバティブ売買システムの利用に係る契約書の別紙 デリバティブ売買システム接続料に定めるところによるものとする。

- (1) ユーザID利用料
- (2) 専用ネットワーク・ゲートウェイ利用料

合計 2 個まで 0 円、合計 2 個を  
超える部分につき 1 個当たり 1 万  
円として算出した額

(c) 高頻度売買ユーザ ID

1 個当たり 2 万 8 千円として算  
出した額

(d) MM ユーザ ID

1 個当たり 3 万円として算出し  
た額

b 専用 TAP

次の (a) 及び (b) に定める額  
の合計額とする。

(a) 専用 TAP 利用料

1 個当たり 10 万円として算出  
した額

(b) 追加ユーザ ID 登録料

1 個の専用 TAP に係るユーザ  
ID について、ユーザ ID の種類  
にかかわらず、5 個まで 0 円、5  
個を超える部分につき 1 個当たり  
1 万円として算出した額

(削る)

(削る)

2 前項各号に定める額の算出に用いる売  
買システム施設（サブ参加者コード、ユ  
ーザ ID 及び専用 TAP をいう。）の数  
は、当月の第一営業日現在の数とする。  
ただし、新たに取引資格を取得した場合  
におけるその取得日の属する月において  
は、当該取得日現在の数とする。

3 取引参加者の取引資格の取得日又は喪  
失日の属する月のデリバティブ売買シ  
ステム接続料は、日割をもって計算する。

4 ユーザ ID（専用 TAP に係るユーザ  
ID を除く。以下同じ。）及び専用 TAP  
については、最低利用期間を 6 か月と  
し、取引参加者がユーザ ID 又は専用 T  
AP の利用を開始してから最低利用期間  
に満たない間にその利用を中止するとき  
は、当該ユーザ ID 又は専用 TAP に係  
る最低利用期間におけるユーザ ID 利用  
料に相当する額から当該ユーザ ID 又は  
専用 TAP に係る既に支払われたユーザ  
ID 利用料の額を差し引いた額を、デリ  
バティブ売買システム接続料に加算する  
ものとする。

5 本所は、取引参加者によるデリバティ

(3) FIX ゲートウェイ利用料

(4) 追加サブ参加者コード利用料

2 前項各号に掲げる利用料の算出に用い  
る売買システム施設（前項のユーザ ID  
、ネットワーク・ゲートウェイ、FIX  
ゲートウェイ及びサブ参加者コードを  
いう。）の数は、当月の月末時点の数と  
する。

(新設)

(新設)

(新設)

ア 売買システムの効率的な利用を促すために必要があると認める場合は、第1項第2号に定める額について本所が別に定める額の割引を行うことができる。

取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規則は、取引参加者規程第 <u>2_1</u> 条の <u>2</u> の規定に基づき、取引参加者が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規則は、取引参加者規程第 <u>2_1</u> 条の規定に基づき、取引参加者が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。
2 (略)	2 (略)
(システムによる対応) 第6条 取引参加者は、第4条各号に掲げる制限を、 <u>次の各号に定める</u> システムにより実施するものとする。	(注文発注システムによる対応) 第6条 取引参加者は、第4条各号に掲げる制限を <u>当該取引参加者が使用する注文発注に係る</u> システムにより実施するものとする。
(1) 第4条第1号に掲げる制限 <u>本所が当該取引参加者に提供する注文の発注制限に係るシステム</u> (2) 第4条第2号に掲げる制限 <u>当該取引参加者が使用する注文の発注に係るシステム</u>	(新設) (新設)
(自動発注に関する管理) 第8条 取引参加者は、本所の市場における自動的な注文（委託注文については、顧客が自動的に取引参加者に委託するものに限る。）の発注に係るシステムにつき、適切と認められる管理を実施するものとする。	(新設)
付 則	
1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成28年5月17日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定（第1条の改正規定を除く。）は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成28年7月19日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引の数量)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 J-NET市場特例第2条第3号に規定する本所が定める数の銘柄は、本所が別に定める組合せの範囲であって、2以上<u>6</u>以下とする。</p> <p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国債証券先物取引</p> <p>次のa及びbに掲げる国債証券先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める値段とする。ただし、<u>先物取引に係るJ-NET取引の基準値段から立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の0.5を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1銭の100分の1未満の場合にあっては、1銭の100分の1）から、当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の0.5を乗じて算出した数値を当該先物取引に係るJ-NET取引の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。</u></p> <p>a Large取引 額面100円につき<u>1銭の100分の1</u>の整数倍の値段</p> <p>b Mini取引 <u>1銭の100分の1</u>の整数倍の値段</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のa及びbに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該a及びbに定める値段とする。ただし、<u>先物取引に係るJ-NET取引の基準値段から立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の8（日経平均V.I.を対象とするものにあっては100分の20、配当指數を対象とするものにあっては100分の10。以下この号において同じ。）を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1円又は1ポイントの1万分の1未満の場合にあっては、1円又は1ポイントの1万分の1）から、当該立会にお</u></p>	<p>(取引の数量)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 J-NET市場特例第2条第3号に規定する本所が定める数の銘柄は、本所が別に定める組合せの範囲であって、2以上<u>10</u>以下とする。</p> <p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国債証券先物取引</p> <p>次のa及びbに掲げる国債証券先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める値段とする。</p>

ける呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を当該先物取引に係る J-NET 取引の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

- a 日経平均及び日経平均・配当指数  
1円の1万分の1の整数倍の値段
- b 東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RN P 指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、NYダウ、Nifty 50、FTSE 中国 50 インデックス、日経平均VIX、TOPIX 配当指数及びTOPIX Core 30 配当指数  
1ポイントの1万分の1の整数倍の値段

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

### (3) 有価証券オプション取引

オプション対象証券 1 株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては 1 口）につき、10 銭（売買単位の数が奇数であるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引にあっては 1 円）の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段からオプション対象証券の価格変動幅（指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段と立会における直近の約定値段の差の絶対値をいう。以下この号において同じ。）及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を減じて得た値段

- a 日経平均  
1円の整数倍の値段
- b 東証株価指数
  - (a) Large 取引  
0.1 ポイントの整数倍の値段
  - (b) Mini 取引  
0.05 ポイントの整数倍の値段
- c RN P 指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数及び東証REIT 指数  
0.1 ポイントの整数倍の値段
- d JPX 日経インデックス400、NYダウ及びNifty 50  
1ポイントの整数倍の値段
- e 日経平均VIX  
0.01 ポイントの整数倍の値段
- f 日経平均・配当指数  
0.1 円の整数倍の値段
- g TOPIX 配当指数及びTOPIX Core 30 配当指数  
0.01 ポイントの整数倍の値段

### (3) 有価証券オプション取引

オプション対象証券 1 株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては 1 口）につき、10 銭（売買単位の数が奇数であるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引にあっては 1 円）の整数倍の値段とする。

(当該値段が 10 銭（オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は 1 円）未満の場合にあっては、10 銭（オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は 1 円））から、当該オプション対象証券の価格変動幅及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

(4) 国債証券先物オプション取引

権利行使により成立する国債証券先物取引の対象銘柄の額面 100 円につき 1 銭の 100 分の 1 の整数倍の値段とする。ただし、国債証券先物オプション取引に係る J-NET 取引の基準値段から権利行使により成立する国債証券先物取引の立会における呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 0.5 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 1 銭の 100 分の 1 未満の場合にあっては、1 銭の 100 分の 1）から、当該権利行使により成立する国債証券先物取引の立会における呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 0.5 を乗じて算出した数値を当該国債証券先物オプション取引に係る J-NET 取引の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

(5) 指数オプション取引

次の a 及び b に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指数の変動幅（前取引日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数と同じくする指数先物取引（日経平均を対象とする指数先物取引及び東証株価指数を対象とする指数先物取引においては Large 取引）における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指数との差の絶対値をいう。以下この号において同じ。）及び前取引日の最終の対象指数に 100 分の 8（日経平均に係る指数オプション取引における通常限月取引のうち直近の 3 限月取引以外の限月取引及びそれ以外の指数に係る指数オプション取引における直近の 3 限月取引以外の限月取引にあっては、100 分の 11。以下の号において同じ。）を乗じて算出した

(4) 国債証券先物オプション取引

権利行使により成立する国債証券先物取引の対象銘柄の額面 100 円につき 1 銭の整数倍の値段

(5) 指数オプション取引

次の a 及び b に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段とする。

数値を減じて得た値段（当該値段が 1 円又は 1 ポイントの 1 万分の 1 未満の場合にあっては、1 円又は 1 ポイントの 1 万分の 1）から、当該対象指数の変動幅及び前取引日の最終の対象指数に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

- a 日経平均オプション  
1 円の 1 万分の 1 の整数倍の値段
- b 東証株価指数オプション及び J P X  
日経インデックス 400 オプション  
1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍の値段

2 前項に規定する先物取引に係る J-NET 取引の基準値段及び国債証券先物オプション取引に係る J-NET 取引の基準値段は、立会における呼値の単位の整数倍の数値のうち直近の本所が計算する立会のレギュラー・セッションにおける最も優先する売呼値の値段と最も優先する買呼値の値段を加えて得た数値を 2 で除して得られる数値に最も近接する数値（当該数値が 2 種類ある場合は、高い方の数値。ただし、本所が適当でないと認めるときは、本所がその都度定める数値とする。以下この項において「仲値」という。）又は立会における直近の約定値段（ストラテジー取引によるものを除く。）に基づき本所が算出した値段とする。ただし、当取引日に仲値又は立会における当該約定値段がない場合は、立会における呼値の制限値幅の基準値段とする。

- a 日経平均オプション  
1 円の整数倍の値段
  - b 東証株価指数オプション
0. 1 ポイントの整数倍の値段

(新設)

## 付 則

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 19 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 28 年 7 月 19 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。